

# 入札監理小委員会 第410回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第410回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年5月25日（水）17:20～19:57  
場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

### 1. 開 会

### 2. 事業評価（案）の審議

- 労災ケアサポート事業（厚生労働省）
- 労災特別介護支援事業（厚生労働省）
- 進路相談等部外委託（防衛省）
- 洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

### 3. その他

### 4. 閉 会

#### <出席者>

(委 員)

尾花主査、浅羽副主査、生島専門委員、辻専門委員

(厚生労働省)

労働基準局 労災保険業務課 萩原課長、三浦課長補佐、東中央職業病認定調査官、  
東年金福祉第一係長

(防衛省)

人事教育局 人材育成課援護企画室 斎藤室長、大塚部員、  
航空幕僚監部 人事教育部 援護業務課 安田係長

(国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構)

核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター廃止措置技術部 環境保全課  
菊地課長  
契約部 契約調整課 大場課長  
契約部 契約第2課 菊池課長

(事務局)

新田参事官、小八木参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第410回入札監理小委員会を開催します。

本日は、「労災ケアサポート事業」、「労災特別介護援護事業」、3「進路相談等部外委託」、4「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務」の実施状況及び事業評価（案）についての審議を行います。

最初に、「労災ケアサポート事業」の実施状況及び事業評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、厚生労働省労働基準局労災保険業務課、荻原課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○荻原課長 今、ご紹介いただきました、労働基準局労災保険業務課、荻原でございます。よろしくお願ひいたします。

では、ご指摘がありました「労災ケアサポート事業」についてご説明をさせていただきたいと思いますが、最初に、次の2番目の「労災特別介護援護事業」にも関連しますので、両事業を取り巻く状況について若干のご説明を差し上げたいと思います。

現在、仕事中、あるいは通勤途上での突然の災害で、けがをされた方、労災年金を受給されている方につきましては全国で約21万人いらっしゃいます。このうち、2万4,000人、約11.4%の方々が、障害または傷病の等級が第1級から第3級の重度被災労働者の方々でございます。

これらの重度被災者の方々については、できるだけの治療を行ったものの、完治をしないで障害が残ってしまった方々ということになります。傷病名としましては、じん肺などの傷病、それから脊髄損傷、頭部外傷による障害を有する方が非常に多い状況になっておりまして、じん肺の方につきましては呼吸困難や肺炎等の合併症、脊髄損傷の方については、いわゆるあざができる褥瘡とか、尿路障害等の併発疾病を発生しやすいというような方々でございます。

介護保険の給付を受けておられる方というのは、加齢による一般的な身体の低下に伴いまして介護が必要になる方に対しまして、労災の重度被災労働者の方々というのは、元気に働いていらっしゃって、突然の災害によって介護を強いられるというようなことで、ご本人も、産業の発展に寄与した結果、障害を持つことになったと思っておられまして、精神的なケアについて特段の配慮が必要であると言われております。

これらの重度被災労働者の方々や、その家族の高齢化、あるいは核家族化の進展に伴いまして、介護に関する深刻な問題が生じている状況がございましたので、厚生労働省としましては、在宅介護等介護施策として「労災ケアサポート事業」を昭和52年度から開始しております。後ほどご説明しますが、施設介護施策として「労災特別介護援護事業」を平成元年度に立ち上げまして、平成4年から入居を開始しております、これらの重度被災労働者の生命と安全を、生活を維持するという必要な援護を図っているというのが現在の状況でございます。

それでは、「労災ケアサポート事業」についてご説明をいたします。資料1をごらんいた

だきたいと思います。

資料1の（1）にございますけれども、「労災ケアサポート事業」というのは介護保険の対象とはならない、原則65歳未満の在宅介護等を必要とする重度被災労働者を対象として、2つの事業で構成をされてございます。

1つは、①にございますが、重度被災労働者等に対する訪問支援事業になります。これは、じん肺、脊髄損傷などの傷病、障害に関する専門的な知識を有する労災ケアサポートナーが重度被災労働者のお宅に訪問いたしまして、ご本人や介護を行っていらっしゃる家族に対して、介護の方法を指導したり、あるいは相談に対応したりするというものでございます。また、労災ケアサポートナーが訪問支援を行った際に、重度被災労働者の方への健康指導が必要であると判断した場合、あるいは介護生活における精神的不安に対する指導が必要とした場合には、ご本人や家族の了解のもとに、医師による医学的指導も行っております。この訪問支援事業は、全国を7ブロックに分けて、ブロック単位で業務委託しております。

もう1つが、②にございますが、労災ホームヘルプサービス事業でございます。これは、看護師等に脊髄損傷等に関する専門的な知識、または労災により障害を持つこととなった方の心理的な変化に関する知識等を修得させるための研修を実施いたしまして、この研修を修了した労災ホームヘルパーさんが重度被災労働者のお宅に訪問して、傷病、障害の特性に応じた褥瘡の予防など、専門的なサービスや食事、入浴などの生活基本動作に関するサービス等を提供するというものでございます。なお、労災ホームヘルプサービス事業は、関東甲信越ブロックの受託事業者が全国を対象に実施しております。

次に、事業の実施期間等でございますが、（2）にございますように、実施期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年。

受託事業者は、（3）にございますが、一般財団法人労災サポートセンターとなっております。

受託者の決定経緯は、（4）にありますとおり、労災ケアサポート事業民間競争入札実施要項に基づき、7ブロックごとに実施した入札において、入札参加者から提出された企画書につきまして、厚生労働省内に設置しました技術審査委員会において審査した結果、7ブロックとも評価基準を満たし、また7ブロック全ての入札価格が予定価格の範囲内であったことから、一般財団法人労災サポートセンターを落札者として決定しております。

事業の実施状況等につきましては、厚生労働省内に設置いたしました、事業の評価に関する検討会において外部有識者の方々からご意見を聴取しまして、おおむね良好との判断をいただいておりますが、競争性の確保について検討の余地があるということから、次期の事業実施におきましても引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施することしたいと考えております。

事業実施状況等の詳細は、課長補佐の三浦から資料に沿ってご説明差し上げます。

○三浦課長補佐 課長補佐の三浦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから、事業実施状況等の詳細についてご説明させていただきたいと思います。

まず、資料1の1ページの2でございますが、確保されるべき質の達成状況及び評価、あわせて業務の履行状況、及び実施経費についてご説明をさせていただきたいと思います。

2ページの2の(1)、資料のほうではそこが該当部分になるわけでございますが、本事業におきましては、確保すべき水準として設定した項目でございます利用者アンケート調査において、各設問の総回答数に対して有用、こちらは5段階評価のうち上位2つ、1つは「非常に役立った」、もう1つが「役立った」、この2つをあわせて有用と判断しておりますが、この有用であった旨の回答数が90%以上であることを要求水準として事業実施しているところでございます。

平成26年度においては、未達成のブロックが関東甲信越、東海・北陸、近畿、及び中国・四国の4ブロックでございます。この未達成のブロックがあったわけでございますが、受託事業者本部において、各ブロックに対しまして、まず1つとして支援対象者が満足するような介護、看護、健康管理のサービスのさらなる徹底を図ること。2つ目としまして、労災制度や各種福祉施策の紹介等に関するサービスの提供の充実を図ること。3つ目としまして、時間を十分にとり相手の話を聞き、支援対象者の困っていること、相談事を引き出すよう努めることを指示いたしました。

それとあわせて、具体的取り組みとしましては、1つに中央研修について専門的な講師を招くなど内容の充実を図ったこと。もう1つとしまして、相談に十分対応できるようマニュアル類の充実を図ったことや、現場で対応が困難な場合、その場でブロックのセンターに連絡の上、速やかに対応ができるバックアップ体制を整えたこと。

これらを実施することによりまして、サービスの質の向上等に取り組んだ結果、平成27年度においては全ブロックで90%以上を達成しているところでございます。

次に、業務の履行状況についてでございます。こちら、資料の2ページの項目2の(2)でございます。

業務の履行状況としましては、全ブロックにおいて、平成26年度及び平成27年度ともに受託事業者が計画した件数を上回る訪問支援を実施しているところでございます。また、労災ホームヘルプサービス事業及びその他の業務についても、適切に実施されているところでございます。

続きまして、受託事業者からの改善提案による改善実施事項についてです。こちらは、資料4ページ、項目3のところが該当部分でございます。受託事業者の改善提案事項として、まず1つとしまして、重度被災労働者等からのさまざまな電話相談に事業管理責任者等による適切な助言、指導。2つ目としまして、全国の労災ケアセンターを対象とした中央研修。3つ目としまして、労災特別介護施設への入居促進協力のため、全ブロックの所長を招集した会議の実施、及びブロック内のケアプラザにおける研修について、それぞ

れ適切に実施されているところでございます。

さらに、実施経費の状況についてでございますが、こちらは4ページの項目4が該当部分でございます。実施経費につきましては、市場化テスト導入前、こちらは平成26年度からの事業でございますので、平成25年度が該当いたします。その平成25年度と導入後、今回の期間でございます26年度から28年度までの平均の契約額を比較すると、7ブロック合計で、全体で14%の削減がされているところでございます。また、訪問支援の1件当たりの実績単価で比較した場合でございますが、各ブロックともに平成26年度単価が平成25年度単価を下回る結果となっている状況でございます。

最後に、まとめとしまして、ただいまご説明させていただいた内容からも、平成27年度末時点において、本事業の確保されるべきサービスの質については、全体として維持されているものと認められ、おおむね良好に事業が実施されていると考えております。また、市場化テスト導入前に比べ、実施経費についても削減がされているところでございます。

一方、外部有識者の意見、こちらは資料6ページ、項目6のところに記載をさせていただいておりますが、その意見のとおり、競争性の確保については改善の余地があるというご意見も頂戴しているところでございますので、先ほど当方の課長から説明もありましたが、次期の平成29年度以降の事業実施においても、引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施することとしたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○尾花主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 では、事務局より報告します。

事業の概要については、今、実施府省からご説明があったので、省略させていただきます。

評価についてです。資料Aの2ページからごらんいただきたいと思います。

まず、サービスの実施内容に関する評価ですが、先ほどご説明もあったとおり、総務省としても適切に履行されていると評価しています。特に平成26年度は4ブロックで要求水準を達成できていませんでしたが、先ほどご報告があったような努力をされたということで、平成27年度は90%以上になっていると聞いています。それから、実施状況についても、おおむね適切に実施されているということを確認しております。

また、民間事業者からの改善提案も、先ほどご説明もあったようにいろいろ、特に研修、中央研修を実施したことや、労災特別介護施設への入居促進の協力ということで、取り組みもかなりされていると聞いています。

3、経費ですが、従前経費4億9,794万円（平成25年度）だったところが、3年間の契約を単年度換算して4億2,816万円と、6,978万円、14%の削減がなされているということに

なっています。

評価のまとめとしては、まずサービスの質ということでは、平成26年度については4ブロックは達成できなかったものの、サービスの質の向上に取り組んだということで、平成27年度は全ブロック目標に達する状況となったということですし、受託事業者からの改善提案で研修をいろいろ実施されているということで、ノウハウと創意工夫の発揮が業務の向上に貢献できたものと評価できると考えています。また、実施経費についても、単年度当たり6,978万円、14%の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価できると言えます。

他方、競争性については、参考資料「契約状況等の推移」にもありますとおり、依然、1者応札が続いているとして、課題が残っているということです。原因是、先ほどのご説明や資料1にもございましたとおり、業務内容や事業実績に関する情報提示が不足している点や、実施経費の内訳に関する情報提示の不足、また業務の要件が過度に厳格過ぎるということが考えられます。

今後の方針としては、本事業の市場化テストは1回目でありまして、サービスの質や経費の削減は効果を得られましたが、1者応札が継続しているので競争性の確保が依然課題であります。29年度以降の事業実施においては、問題点を検討し、実施要項にも反映させた上で、引き続き監理委員会の関与のもと、民間競争入札を実施することが適当であると事務局としても考えております。

なお、次期事業の実施に当たっては、競争性改善の観点から、以下の点について検討予定です。事業費及び一般管理費の科目の明示、一般管理費率の妥当性、業務内容及び事業実績に関する情報提示の拡充。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○浅羽副主査 では、よろしいですか。

ご説明をいただき、ありがとうございました。質の向上については、これをやったからこうなってというようなところが非常によくわかりました。

あと、経費も大分落ちているということが確認できたんですけども、この経費が落ちた理由としてどのようなことを分析されているか教えていただきたいんですが。従来のやり方と比較して、例えば企画競争が総合評価落札方式になったとか、あるいは単年度だったものが3年度になったとか、いろいろと違いがあると伺っているんですけども、これだけコスト削減できた理由の一つは、このケースにおいてはどういうような側面が大きかったと分析されていらっしゃいますか。

○東中央職業病認定調査官 今のご質問でございます経費の削減につきましては、まず従前、企画競争というものをやっていて、当然、一般競争、総合評価落札方式ということで

やっておりますので、まずそちらによる効果というのは当然ございます。

また、入札するに当たって、それぞれ結果的なものでございますけれども、現行受託者が従前の事業等をいろいろ精査した上で、効率的な執行等を勘案して入札に臨んでいたものと思われます。

○荻原課長 旅費とか、点在しているところを1日でぐるぐると回るとか、そういういろいろな工夫を前もやっていますので、同じような形での工夫を受託事業者が相当やられた結果、かなり浮いてきている部分があるのではないかと思っております。

○浅羽副主査 予定価格が大分下げられたとか、そういうようなことではないんですね。つまり、不落、不落で、ぎりぎり抑えられてきたとか、そういうことではなくて。

○荻原課長 それはございません。

○浅羽副主査 どちらかというと、事業者さんの能動的な努力がバックにあって落ちたという理解でよろしいんでしょうか。

○荻原課長 はい。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 よろしいですか。

1点だけ確認なんですが、労災ケアサポーターや労災ホームヘルパーになるための講習というのは、この受託事業者がなさるという理解でよろしいですか。

○荻原課長 はい、そうです。

○尾花主査 その際の講習のマニュアル等は、御省がお持ちということでおよろしいですか。

○荻原課長 事業者さんが出しています。

○尾花主査 事業者さんが持つておられる。

○荻原課長 はい。

○尾花主査 そうすると、新しく入られる方というのは、御みずからがそのマニュアルをつくって講習しなければいけないということになりますか。

○荻原課長 今、受託している方から国がいただきまして、それをお示しする形にはなるかと思います。

○尾花主査 なるほど。そうすると、新規、入られる方はゼロではなく、従前の研修マニュアルを持って労災ケアサポーター、ホームヘルパーを認定することができて、確保することが可能であると。

○荻原課長 そういうご理解だと思います。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

○三浦課長補佐 今のところでは、実施要項でも、その適性やサービスの研修、カリキュラムというものを参考までに掲載させていただいておりますので、それとあわせて計画を練っていただくというような形になろうかと思います。

○尾花主査 わかりました。そういう意味で、参入障壁は取り払ったという理解ですか。

○荻原課長 はい。

○尾花主査 わかりました。

○辻専門委員 今のマニュアルなんですけれども、著作権は厚生労働省さんがお持ちという理解でよろしいですか。ひょっとして利用料を払わなければならないとかあれば、また別途、考慮が必要かもしれないんですが。もしくは、そのマニュアル自体は無料で使えるのかどうかだけでも。

○東中央職業病認定調査官 委託事業によって実施していただいた部分については、基本は国のほうに帰属するというように考えておりますので、そこについては著作権はないものと。

○辻専門委員 次回の実施要項には、そのマニュアルは無料で使えるということを明記することは可能という感じなんでしょうか。

○東中央職業病認定調査官 それらも含めて、実施要項につきましてはまた検討させていただきたいと思います。

○辻専門委員 わかりました。結構です。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「労災ケアサポート事業」の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

続きまして、「労災特別介護支援事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、厚生労働省労働基準局労災保険業務課、荻原課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○荻原課長 それでは、「労災特別介護支援事業」の実施状況の概要についてご説明いたしたいと思います。お手元の資料2をごらんいただければと思います。

本事業につきましては、在宅での介護が困難な原則60歳以上の労災重度被災労働者に対して、その傷病、障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを、国が全国8カ所に設置いたしました労災特別介護施設、いわゆるケアプラザにおきまして実施する事業となっています。

入居者定員数は各施設100名、そのうち2名分、2床が短期滞在型、いわゆるショートステイ用のものとなってございます。

労災特別介護施設は、障害者への支援を行う障害者支援施設での介護支援と、高齢者への支援を行う特別養護老人ホームの介護支援と、この2つの性質をあわせ持つ介護施設となっております。

ショートステイの話をいたしましたが、同施設におきましては、重度労働者の方を介護しているご家族の方が病気のために一時的に介護ができなくなったときに、9泊10日までの期間で、家族の方にかわって介護サービスを提供する短期滞在型サービスも実施してい

るところでございます。

資料2をごらんいただきたいと思います。まず、実施期間でございますが、(2)のとおり、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年。

受託事業者については、(3)のとおり、一般財団法人労災サポートセンターとなってございます。

受託事業者決定の経緯は、(4)にありますように、労災特別介護支援事業民間競争入札実施要項に基づき、8施設ごとに実施いたしました入札において、入札参加者から提出された企画書について、厚生労働省内に設置した技術審査委員会において審査した結果、8施設とも評価基準を満たし、また8施設全ての入札価格が予定価格の範囲内であったことから、一般財団法人労災サポートセンターを落札者と決定しております。

実施状況につきましては、厚生労働省内に設置いたしました、事業の評価に関する検討会において外部有識者から意見を聴取し、おおむね良好との判断をいただいておりますが、競争性の確保について検討の余地があることから、次期の事業の実施につきましても引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施することといたしたいと考えております。

事業実施状況等の詳細については、課長補佐の三浦からご説明を差し上げます。

○三浦課長補佐 続きまして、事業実施状況等の詳細について、私、課長補佐の三浦よりご説明させていただきます。

まず、確保されるべき質の達成状況及び評価、業務の履行状況及び実施経費についてでございます。

資料2ページの項目2、(1)のアでございます。本事業におきましては、確保すべき水準として設定した、項目の1点目でございます利用者アンケート調査で、各設問の総回答数に対して、有用であった旨の回答数が90%以上であることを要求水準として事業実施しているところでございます。全8施設中、宮城、愛知、広島、愛媛及び熊本の5施設については、平成26年度、平成27年度とも当該要求水準を達成しているところでございます。一方、北海道施設は平成27年度、千葉施設におきましては平成26年度、大阪施設は平成26年度及び平成27年度におきまして、それぞれ当該要求水準を下回っているところでございます。しかしながら、いずれも80%半ばの数値は維持しており、おおむね良好に実施されているものと認められるところでございます。

なお、当該要求水準を下回った施設においては、入居者が満足のいく介護が実施できるよう、次年度の介護計画作成時に入居者からより詳細なヒアリング等を実施するなどサービスの向上に努め、介護サービスを提供しているところでございます。

続きまして、2ページ、項目2、(1)のイでございます。確保すべき水準として設定した項目の2点目でございます施設入居率でございますが、こちらについては1年間の平均で90%以上の入居率の維持、また前年度において入居者率90%を満たしていない施設については、前年度以上の入居率を維持することを基準としております。全8施設中、宮城、千葉、大阪及び熊本の4施設については、平成26年度、平成27年度、両年度とも要求水準

を達成しているところでございます。しかしながら、北海道施設は平成26年度及び平成27年度、愛知施設及び広島施設は平成26年度、愛媛施設につきましては平成27年度において、それぞれ要求水準に達しませんでした。この要因としましては、北海道施設及び愛知施設については死亡等による退去者が他施設と比べ多かったこと。また、広島施設及び愛媛施設につきましては、中国及び四国ブロックに居住する重度被災労働者数の全国に占める割合が他のブロックに比べ低いというような理由が考えられているところでございます。

続きまして、ページ3、項目2、(2)でございます。業務の履行状況でございます。施設介護業務の人員配置としまして、看護職員及び介護職員については、人手不足の厳しい雇用環境のもと、北海道、千葉、愛知、大阪、広島及び愛媛の6施設において、入札実施要項に示した常勤職員の配置数でございますが、看護職員12名以上、介護職員24名以上を満たさない状況が見られました。しかしながら、非常勤の看護職員、また介護職員の雇用により、必要な勤務シフト体制がとられたことを認めております。その他の職員につきましては、各施設において施設長1名、総務関係職員4名、及び生活支援関係要員が1名、管理栄養士または栄養士を1名、理学療養士または作業療法士1名を配置し、入札実施要項に定める体制を確保されています。また、短期滞在型介護業務、及び付随業務についても適切に実施されているところでございます。

次に、受託事業者からの改善提案による改善実施事項についてでございます。こちらのほう、資料4ページの項目3でございます。

受託事業者の改善実施事項としましては、1つ目としまして介護の質の向上のための取り組み、2つ目としまして入居促進のための「労災ケアサポート事業」との連携強化について、それぞれ適切に実施されているところでございます。

さらに、実施経費の状況についてでございますが、こちらは資料5ページ、項目4でございます。市場化テスト導入前の平成25年度と、導入後、26年度から28年度までの平均の契約額を比較いたしますと、各施設とも減額となっており、実施経費の削減効果があったところでございます。

最後に、まとめとしましては、全8施設中、宮城及び熊本の2施設については、本事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質として設定した要求水準は達成しており、業務の履行状況についても、入札実施要項に示す実施基準を満たしているところでございます。

北海道、千葉、愛知、大阪、広島及び愛媛の6施設については、確保すべきサービスの質として設定された要求水準及び業務履行状況について、入札実施要項に示す基準を若干満たさない状況が見られたものの、これは雇用環境や立地条件等の外的な要因も影響しているものと考えているところでございます。

その一方で、受託事業者が持つノウハウの蓄積を生かし、入居促進の取り組み強化や、看護・介護職員の質の向上が図られているところでございます。

したがって、本事業の確保されるべきサービスの質については、全体として維持されて

いるものと認められ、おおむね良好に事業が実施されていると考えております。また、市場化テスト導入前に比べ、実施経費についても削減がされているところでございます。

しかしながら、一方、外部有識者の意見としまして、資料6ページ、項目6のとおりでございますが、競争性の確保については改善の余地があることから、先ほど当方の課長からもご説明いたしましたが、次期、平成29年度以降の事業実施においても、引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○尾花主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 総務省から説明させていただきます。資料Bをごらんください。

事業の概要については、今、実施府省からご説明いただいたので、省略させていただきます。

評価についてです。評価方法についてですが、2ページをごらんください。確保されるべき質の確保状況ということで、サービスについてですが、利用者アンケート調査においては88%から96%、これは8施設においてあったということで、おおむね適という評価がされます。

施設入居率ですが、今、実施府省からも説明があったとおり、73%から98%ということで、90%を満たしていないところもあったのですが、これはさまざまな要因が考えられるということで、それほど問題はないものと評価されます。

実施状況についても、業務報告の内容から適切に実施されていることが確認されます。

民間事業者からの改善提案も、介護の質の向上のための取り組みや、入居促進のための「労災ケアサポート事業」との連携強化がなされていて、一定の効果を上げているものと評価されます。

3、実施経費ですが、従前経費は18億2,963万円（平成25年度）ですが、3年間の契約額を単年度換算すると17億6,091万円で、6,872万円、3.8%の削減となっています。

評価のまとめとしては、サービスの質として設定した要求水準については、8施設中、宮城と熊本の2施設については達成していますし、業務の履行状況についても入札実施要項に示す実施基準を満たしています。

なお、北海道、千葉、愛知、大阪、広島及び愛媛の6施設は、要求水準及び業務履行状況で入札実施要項に示す基準を若干満たさない状況が見られたものの、先ほど実施府省からもご説明いただいたとおり、これは雇用環境や立地条件等の外的な要因も影響しているものと考えられます。

その一方で、受託事業者が持つノウハウの蓄積を生かし、看護・介護職員の質の向上や入居促進の取り組み強化が図られています。

また、実施経費についても、単年度当たりでは6,872万円、3.8%の経費が削減されてお

り、効率的に事業が実施されたものと評価できます。

他方、競争性については、1者応札が続いているので、依然、課題が残っているところでございます。原因については、業務内容や事業実績に関する情報提示の不足、実施経費の内訳に関する情報提示の不足、また、人手不足の状況にあって、看護師及び介護職員の確保と採用に伴うコストが非常に高い入札障壁となっていることが考えられます。

これについても、参考資料「契約状況等の推移」をごらんいただくと、仕様書について一般管理費の導入を25年として、それから民間競争入札を始めたときも3年契約、複数年度でして管理費率を15%に引き上げ、また、実施状況に関する情報を積極開示するという努力はされているけれども、それでも1者応札が続いているという状況です。

今後の方針については、本事業の市場化テストは本期が1回目であり、上記評価のとおり、サービスの質及び経費の削減の面では一定の効果を得られたものの、本期の契約でも1者応札が継続しており、競争性の確保が依然課題であります。平成29年度以降の事業実施においては、問題点を検討し、実施要項にも反映させた上で、引き続き監理委員会の関与のもと、民間競争入札を実施することが適当であると考えております。

なお、次期事業の実施に当たっては、競争性改善の観点から以下の点について検討予定です。事業費及び一般管理費の科目の明示、業務内容及び事業実績に関する情報提示の拡充、就労条件の形態、例えば常勤換算の導入及び人員配置。また、これはケアサポートではないんですが、千葉施設で保管する運営預かり金の必要性。参考で、やや小さい字で書いてありますが、入札実施要項に書いてある該当の関係部分になります。こちらの必要性や、あり方を検討する必要があると考えられます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○浅羽副主査 よろしいですか。

「労災ケアサポート事業」との連携の話を一つ教えてください。ご説明いただいた中で、業者独自の取り組みにより連携の強化が図られたとご説明いただいたんですけども、これは現状、同じ業者がやっているからできたと見えなくもないんですけども、だとすると、もし新たに違う事業者がこちらのほうを、「労災特別介護支援事業」のほうをもしも違う事業者がやられるようになった場合には、このサービスについては質が低下するおそれがあるのかどうか。あるいは、もしも次のとき、質を低下させないようにするために、この連携強化を独自の取り組みではなく、これはもうやってくださいというような取り組みにしたときに、業者が違うことによって不利になるのではないかと違う事業者が考えるおそれはないかどうか。この点について考え方をお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○荻原課長 お答え申し上げます。現在の「労災ケアサポート事業」ですけれども、アン

ケート調査をいたしますと、介護されているご家族の方がお若い間は問題ないんですけども、若くして労災になられてご両親が介護していると、だんだん介護する人たちが介護施設に入らなくてはいけない。そのときには、やはり介護施設に入りたいという要望が非常に多いんですね。そうすると、事業者が違っても、サポート事業をやっている中でそういう話、ニーズが出てくれば、新しい事業者さんには、この方は施設介護をお願いしたいという話をつなげるのではないかと思っていますので、同じ事業者さんでなくてもできるのではないかと思っております。

○浅羽副主査 特に何か注意しなくとも、自動的にそうなるのではないかと期待できるということでおろしいですか。

○荻原課長 やはり人道的な問題でございますので、今、特に高齢化が進んでいる中では、若くして災害に遭われた方というのは、ご家族は何とか一生懸命やっている状態なんですが、そこに行ってサポーターさんがいろいろ相談している間に、ちょっと私も年で限界なんですという話を聞いたときに、では、どこで救うかというと、労災の介護施設しかないものですから、それはつないでいただけると思っていますし、そのぐらいの気持ちがある事業者さんが落としていただけるのではないかと思っています。

○尾花主査 ほかに。どうぞ。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございました。

1者応札が続いているということで、競争性に大変問題があるとは思うんですけども、特に説明会の参加者数を見ると、24年度は6社、仕様書取得者数11社ということで、まあまあ、多かったと思うんですけども、それからぐっと減ってしまっていて、いろいろ改善はされているんでしょうけれども、結局、説明会にもいらっしゃらないと、今後、ほんとうに競争性が確保されるかというところに非常に疑問を感じております。

他方、障害を負わされた原因というのは、確かに労災ということはあると思うんですけども、どのような原因であれ、結果として障害ということに関してはほかの原因の方と同じだと思うんですけども、そういった同じような状況の方をケアする介護のお仕事をしている場所というのは、そのほかにもいっぱいあると思います。こうした本来であれば参加できそうなところに、もう少し周知というか、告知していかないと、多分、次回やつても、6社、11社あったときからぐっと減っているということは、これは参入障壁が高くて入れないとと思われたんだなと読み取れる部分がやはりある。

同じように、改善をしたとしても、せっかく改善をなさってもアピールしていかないと、例えば最低限6社、11社の方々に、またこういうようによくなつたとご提案するとか、もしくは、それ以外の方にも何かもうちょっと周知をされないと、おそらく1社来るか、来ないかみたいなことがずっと続いてしまうような気がするんですが、告知方法について何かご尽力されるご予定はございますか。

○東中央職業病認定調査官 すみません、今のお話でございますが、これまでに来られた業者について、当然、入札の前にお声がけをしていこうとは考えております。

○生島専門委員 今まで、やってはいらっしゃるんですか。

○三浦課長補佐 今回の実施に当たりましても、前回、仕様書をとりに来た方に対しまして、昨年夏、行政側のほうでも意見調査というものを実施させていただいております。参考に仕様書までとりに来て、最後、入札に参加されなかった理由を、行政側としましても次期の調達に向けて参考としたいことから、調査をさせていただきました。

その中で出てきたのは、どうしても大規模な事業であることから新しく職員を整備するのが難しい。そういう整備をして、その後のことを考えると、なかなか踏ん切りがつかないとか、よく言われるのは、いまいち事業の内容がわかりづらいというのが、正直、あつたところです。ですから、透明性といいますか、次回に向けては、もう少し開示できる部分ではその意見を受けまして、次期の実施要項につきましてはもう少しあかりやすくできるところはしていきたいと考えております。

広報につきましては、当然、今の時代でございますので、ホームページ等を中心の広報に加えて、先ほどうちの東からも説明したとおり、参加された方には可能である限り、お声がけといいますか、広報はしていきたいと考えているところでございます。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

資料2の4ページ、⑤施設設備保守管理、施設清掃等の附帯業務は外部に委託して適切に実施したと書かれているんですが、総費用額みたいなものは幾らぐらいになりますか。施設管理等は、事務局のほうでも単体で調達についてノウハウがあるかと思うんですが、本事業において施設管理を一旦この業者さんに預けて、さらに再委託をすることについて、何か合理的なご判断があるのかなというのが質問の理由でございます。もし、調達方法で別に出したほうが落札者を多く望めるのであれば、何か考えていただくこともいいのかなと考えた次第です。別段、今、なければ結構でございます。それが1点です。

もう1点ですが、前回も要項のときに非常に議論になったかと思うんですが、千葉施設が保管されている預かり金のところは、受託事業者さんにとっても非常にリスクになりますし、国にとっても大きなリスクになるかと思うので、実施要項ではよく検討していただければと思います。

○荻原課長 今、主査のお話のとおりでございまして、要項上は天災地変発生時における入居者の避難等というのが大きな形で、今回、東日本大震災も発生し、今は熊本地震も起きています、宇土の施設もかなりやられている状況があるんですけども、入居者が避難する事態は発生していないので、支出はしていないんですけども、ご指摘のとおり国のお金をという話は非常に障壁になる可能性もありますので、この辺につきましては内容をもう一度精査して、次の入札時には検討して、またご報告させていただきたいと思っています。

○尾花主査 ほか。はい。

○東係長 1点目のご質問、施設運営関係の経費についてご説明させていただきます。こ

れは、幾らぐらいかかったかということでおろしゅうございますか。比較対象の前年度、平成25年度は、あまり詳細な数字ではございませんが、備品関係ですとか、光熱水費、施設維持管理、業務委託などをまとめた数字でございますが、8施設全体で約3億6,800万円だったのに対しまして、26年度から28年度の契約の平均では3億6,200万円、約560万円下がってございます。今回の入札の実施要項にも掲載しておりますが、その経費、幾らかかったというのは現在もお示ししておりますので、今、申し上げたようにもうちょっと細かい数字は出てくると思います。

○尾花主査　はい、わかりました。一旦受けた事業者さんが再委託するほうが入札しやすいのか、もしくは厚生労働省さんのほうが直接、そこだけ切り分けたほうがよいのかという点で、素人なりの疑問でございました。

○荻原課長　わかりました。その点も含めまして、次の仕様書検討会で検討させていただきたいと思います。

○尾花主査　あと1点、この施設は20年以上、労災サポートセンターさんが使っているという理解でよろしいでしょうか。平成4年ぐらいから……。

○荻原課長　平成4年からです。入居が始まったのは平成4年からですから、そうなります。

○尾花主査　そうすると、ある施設を20年以上サポートセンターがお使いになられているところで、人だけが入れかわることができるのだろうかと、やはり落札者はお考えになられ、おそらく備品等、どれが国るもので、どれがサポートセンターさんのものなのだろうかという判別等は難しいのではないか。それも一つ、落札者が手を挙げにくい理由ではないかと推測するんですけれども、そのあたりはどのようにお考えになられていますか。

○東中央職業病認定調査官　委託事業で購入した備品については、最終的に国に帰属いたしますので、その辺については特に問題はないと考えております。

○尾花主査　例えば、介護施設にあるファイル入れとか、ああいったものも委託費で買われていて、ほとんどの備品が国のものだというご説明を、新たに入ってこられる方にはできるという理解でいいでしょうか。

○三浦課長補佐　そうですね。ですから、委託費で購入したもの等は、事業終了後、1回、国に返還して、再度、新規の契約で貸与するというような形態になりますので、事業者がかわれば、返ってきたものを貸与し直すという手続になろうかと思います。もう1点、そういう意味での引き継ぎ期間といいますか、仮に新規参入者があった場合は、やはり前受託者との介護サービスの内容等の引き継ぎ期間を設けて実施する。これは、市場化テスト1回目、今回から設け始めたところでございますが、その辺もあわせまして次回の実施要項検討会でちょっと検討させていただけたらと考えております。

○尾花主査　それでは、時間となりましたので、「労災特別介護援護事業」の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(厚生労働省退室・防衛省入室)

○齋藤室長 防衛省人材育成課の齋藤と申します。本日は、「進路相談等部外委託」の実施状況についてということでご説明に上がらせていただきました。よろしくお願ひいたします。

では、失礼いたします。

○尾花主査 続きまして、「進路相談等部外委託」の実施状況及び事業評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、防衛省人材教育局人材育成課援護企画室、齋藤室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○齋藤室長 それでは、担当のほうからご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大塚部員 防衛省人材育成課援護企画室の大塚と申します。「進路相談等部外委託」の実施状況についてご説明いたします。

まず、参考資料の「進路相談等部外委託業務の概要」という資料をごらんいただきたいんですけども、事業の概要をご説明する前に、退職自衛官の再就職支援制度について簡単にご説明いたします。自衛隊におきましては部隊の精強性を維持する必要があるため、自衛官については若年定年制及び任期制という任用制度をとっております。若年定年制の自衛官につきましては50代半ば、任期制の自衛官につきましては多くが20代で退職することになっておりまして、退職後の生活基盤の確保というものが需要となっているところでございます。これらの自衛官に対しまして、国として再就職に有効な職業訓練等の支援をしておりまして、我々、就職の援護と申しておりますけれども、そういった施策を実施しているところでありますと、進路相談等部外委託事業につきましても就職援護施策の一環として実施しているものでございます。

左側の青枠の業務の概要でございますけれども、全国23カ所の駐屯地・基地、地図上のオレンジ色で示しておりますのが陸上自衛隊、紫色で示しておりますのが海上自衛隊、青色で示しておりますのが航空自衛隊の駐屯地・基地になっておりまして、キャリアカウンセラーの資格を保有した部外の専門家、相談員と申しておりますけれども、これを配置しまして、若年定年制及び任期制の自衛官に対する就職及び生活設計に関する相談等を実施しているところでございます。

資料3をごらんいただきたいんですけども、1、事業の概要の（2）契約期間以下につきましてご説明いたします。

契約期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間となってございます。

受託事業者につきましては、一般財団法人自衛隊援護協会でございます。

受託事業者の決定経緯でございますが、進路相談等部外委託民間競争入札実施要項に基づきまして、入札参加者2者から提出された提案書について審査を実施いたしました。その結果、2者の提案書とも評価基準を満たしておりまして、平成26年2月20日に開札を行った結果、予定価格の範囲内であって、入札額が最も低い自衛隊援護協会を落札者と決定したところでございます。

2、確保されるべき質の達成状況及び評価についてでございます。実施要項におきまして、確保されるべきサービスの質というものをアンケート調査により測定することとしております。これに基づきまして、受託事業者が実施したアンケート調査の結果、並びに受託事業者が契約実施機関でございます航空自衛隊に報告すべき事項、及び航空自衛隊の指示により講ずべき事項の状況を確認しまして、事業の実施状況を調査いたしました。

アンケート調査でございますが、アンケート調査には2種類ございまして、利用者アンケート調査と現地監督官アンケート調査というものがございます。

まず、利用者アンケート調査でございますが、「進路相談等業務が適切に実施されていたか」につきまして、相談員を利用した退職予定隊員に対してアンケート調査を行い、「適切である」または「おおむね適切である」の肯定的回答が80%以上のものを評価水準としておりまして、アンケート調査の結果から、26年度及び27年度において肯定的回答を99%以上得ているところでございます。詳細については別紙に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

1ページおめくりいただきまして、現地監督官アンケート調査の結果でございますが、表に示してございますとおり、4つの事項について、現地監督官に対するアンケート調査を行いまして、「適切である」または「おおむね適切である」の肯定的回答が80%以上、これは四半期ごとでございますけれども、確保されていることを水準として設定しております。アンケート調査の結果、26年度、27年度におきまして、肯定的回答をいずれの事項につきましても100%確保しているところでございます。

評価でございますが、アンケート調査において、サービスの確保されるべき質として実施要項に定めた全ての事項について、「適切である」または「おおむね適切である」の肯定的回答80%以上の評価水準を確保してございまして、サービスの確保されるべき質は達成されていると評価できると考えております。

受託事業者が航空自衛隊に報告すべき事項につきましては、仕様書に定める提出書類により適切に報告されております。また、航空自衛隊が事業の適切かつ確実な実施を確保するため、受託事業者に対し調査、または指示を行ったことはなく、航空自衛隊の指示により受託事業者が講ずべき事項の該当はございませんでした。

3、受託事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。受託事業者からの創意工夫によりまして、相談員の業務について理解の促進を図るため、毎年度当初から相談員の配置駐屯地や近傍の駐屯地におきまして、退職予定隊員の指揮監督に当たる部隊長等

を計画的に巡回訪問しまして、この業務の説明を行い、利用促進を図った。

1ページおめくりいただきまして、利用者の利便性向上のために、相談員の配置駐屯地等の特性ですとか、退職予定隊員の希望等を考慮しまして、現地監督官と調整の上、昼休みの時間帯等において、売店等が入ってございます厚生施設というものがございますけれども、そういった利用者が相談を受けやすい場所に相談窓口の開設場所を移動するといった改善が図られてございます。

4、経費に関する評価でございます。表にございますとおり、民間競争入札実施前の平成25年度の契約額と、本事業の契約額の単年度当たりの額を比較しますと、約1,900万円削減されておりまして、率にして21%の削減効果が得られてございます。

5、評価の総括等でございます。

評価の総括につきましては、本事業において確保されるべきサービスの質については、アンケート調査の結果から、いずれの項目におきましても肯定的回答が全体の99%を超えておりまして、サービスの質の維持向上が図られるとともに、適切に業務が実施されていると評価できるものと考えております。また、受託事業者の創意工夫の発揮によりまして、先ほどご説明しましたとおり、利用者の利便性向上のための取り組み等が行われております。これもサービスの質の維持向上に貢献しているものと評価できると考えております。実施経費につきましても、民間競争入札の実施による複数年契約としたことによりまして、従前の契約額に比べまして1年当たり21%の削減を達成しております、経費の削減が図られていると評価できると考えております。

要件の該当性でございますけれども、本事業の全体の実施状況を通しまして、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に定める、市場化テスト終了プロセスへの移行基準に次のとおり該当しているものと考えております。

実施期間中に受託事業者が改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為を行ったことはなかった。次期事業については、外部の有識者等による実施状況のチェックを受ける予定である。入札には2者の応札がございまして、競争性が確保されていた。サービスの確保されるべき質に係る目標は全て達成している。実施経費については、民間競争入札実施前の契約額から21%の経費削減効果を上げている。

1枚めくっていただきまして、最後に今後の事業の方針でございます。本事業につきましては、良好な実施結果を得られており、市場化テスト終了基準を満たしていると考えられますことから、市場化テストを終了し、平成29年度以降の事業につきましては、当省自ら公共サービスの質の維持向上、及びコストの削減を図っていくこととしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 評価（案）につきまして、資料Cを御覧いただければと思います。

事業の概要等でございますが、先ほど防衛省様からご説明ございましたので、割愛させていただきます。

Ⅱの評価でございますが、対象公共サービスの実施内容に関する評価、確保されるべき質の確保状況につきましては表のとおりでございまして、全て目標を達成しております。

次のページに参りまして、民間事業者からの改善提案でございますが、こちらは表に記載のとおり2点ございました。

3の実施経費でございますが、削減額は18,816千円、削減率が21%となってございます。

4の評価のまとめでございますが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者の改善により、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価しております。また、実施経費につきましても、21%の経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費削減の双方の実現が達成されたものと評価できると考えております。

5の今後の方針といたしまして、本事業の市場化テストは今期が1期目でございます。事業全体を通じての実施状況は、実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もございませんでした。そして、外部有識者による事業実施状況のチェックを受ける予定でもございます。入札におきましては、2社の応札がございまして、競争性が確保されております。確保されるべき公共サービスの質において、全て目標を達成しておりますし、経費削減におきましては従来経費から削減率21%の効果を上げております。

以上のことから、本事業につきましては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしておりまして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。市場化テスト終了後の実施事業につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることになりますが、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、防衛省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言を願いします。

○辻専門委員 ご説明、どうもありがとうございました。

すみません、基本的なことでございますけれども、資料3、航空自衛隊に報告すべき事項と書いていますが、これは陸海空3つを対象にしているという理解で合っていますか。

それで、なぜ航空自衛隊に報告するというようになったのでしょうか。

○大塚部員 事業の対象につきましては、おっしゃるとおり陸海空の自衛隊の隊員を対象としてございますけれども、この事業の契約については航空自衛隊が取りまとめて契約行為を行ってございまして、契約実施機関でございます航空自衛隊に報告を求めているということでございます。

○辻専門委員 より上位の機関がやるのではなく、航空自衛隊がやっている何か理由があるんですか。

○大塚部員 この事業につきましては、各自衛隊持ち回りで契約を実施しております、26年度事業につきましては航空自衛隊の担当ということです。

○辻専門委員 わかりました。すみません。

次、2点目なんですけれども、資料3のアンケートを拝見すると非常に優秀な成績でして、利用者アンケートは99%が肯定的、そして現地監督官に至っては100%ということで、非常に満足していただいているとは思うんですけども、すみません、もし僕が新たに手を挙げる業者になった場合、すごくプレッシャーを感じると思います。多分、一体どんなことをすれば、ここまで満足していただけるのかと考えます。実際にアンケートの中身を拝見いたしますと、資料3の別紙を見ると、例えば現地監督官アンケート調査という部分が真ん中にあって、項目のところを見ると、2個目、雇用・労働に関する情報とか、その他の就職援護業務支援とかいうことが書かれているんですが、これは具体的には、例えばですけれども、自衛官の方々がよく就職する業界があると思います。多分、就職先として有力な業界があると思います。そういうところの情報にとても詳しいとか、パイプがあるとか、もう具体的に、今年、あの会社が何人募集するとか、かなり使える情報を持っているからこそ、ここまで満足していただけるのかなとも思ってしまうんですが、そのあたりの事情はどうなっているんでしょうか。

○大塚部員 相談の内容につきましては、まず全国ですか、地域の雇用情勢につきまして利用者にアドバイスしているところでございます。退職自衛官の再就職先の傾向を踏まえて、あとは本人の希望等、また地域の実情、事情などを踏まえて適切にアドバイスを実施した結果、こういった評価を得られる結果につながっているものと思料されます。

○辻専門委員 実際、具体的に提供している相談サービスの内容ですけれども、地域の実情に関するご説明ということで承っているんですが、もうちょっと具体的に、こういうやりとりをするとここまで満足してもらえるみたいな、何か例とかあったりするんでしょうか。

○齋藤室長 自衛隊の就職援護、全国、オールジャパンの話になりますが、地場産業ということに関してはちょっと偏在しているようなところもあって、やはり地方に行くと雇用状況というのは、全体に比べてといいますか、都市部に比べれば厳しいというのは今でもあるわけです。そのときに、例えばの話になってしまいますけれども、近傍に大きな会社の工場ができたとか、そういう情報が入ってくれれば、やはり雇用の増進につながるという

ことですので、地場産業の今年の雇用状況ですとか、そういうところについていろいろアンテナを張っているというようなことがあると思います。

○辻専門委員 先ほど僕が考えていた、何とか重工さんが何人募集しているとか、具体的な会社名を挙げるとか、そこまではやっていらっしゃらないですか。

○齋藤室長 多分、そこまではいってないと思います。強力な個人的なコネクションだと、そういうものが必ずしもあるわけではないと思われますので。

○辻専門委員 ええ、はい。テスト終了ということで、念のためちょっとお伺いしているんですけども、今後、新しく手を挙げる方々も、やはり現在、受託している業者がここまで優秀だと、かなりプレッシャーを感じると思いますので、具体的にこういうサービスをしていますという例示とかいただけだと、手を挙げやすくなるのかなという感じもございますので、一つのご提案でございます。

以上でございます。

○齋藤室長 ちょっと今のことに対する追加するみたいな話なんですけども、やはり仕様書のほうでそういうことがちゃんとできるようにということですので、そういう意味では、いろいろ勉強していただくというか、いろいろな地場産業の調査とか、そういうことをやつていただくということになろうかと思います。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 はい、どうぞ。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございました。

何点か教えていただきたいんですが、まず1点、東京リーガルマインドさんの落札価格と、それぞれどれぐらい差があったのか教えていただきたいんですが。

○大塚部員 契約等につきましては航空自衛隊のほうで実施しておりますので、予定価格を含めて、我々には一切、情報が来ておりません。申しわけございませんが、その点につきましてはちょっとお答えができないという状況でございます。

○生島専門委員 過去のものも、ほかの案件などを見ても、落札価格は何%とか出るんですけども、それを情報として把握なさっていいんですか。

○大塚部員 この事業につきましては、予定価格、落札率を含めまして、情報として会計の外には出していないという状況でございます。

○生島専門委員 あまり意味がわからないんですが、すみません。

○新田参事官 そういうこともあります。

○生島専門委員 そういうこともある。

○新田参事官 はい。

○生島専門委員 そうすると、落札率とかわからない場合に、どうやって判断すればいいんでしようかね。一般的な競争性という意味では、すごく不思議な気がするんですけども、発注先の予定価格がわからなくていいんですか。

○新田参事官 非公開情報という扱いで参考までに問い合わせることは、私どものほうか

ら自衛隊さんのはうに問い合わせることは可能かと思います。

○生島専門委員 この事業だから非公開になっているんですか。

○新田参事官 公開する、非公開にするは、それぞれの契約のはうの考え方によりますので、それはいろいろになっております。ほかの事業の事案でも、非公開になっている事例はございます。

○生島専門委員 こちらは、どういう理由で非公開なんでしょう。

○大塚部員 理由については、申しわけありません、会計のはうに問い合わせてございませんので、今、お答えすることはできないんですが。

○生島専門委員 では、後ほど教えていただけますか。そういう数字は特に把握してはいけないものではないというか、むしろ実施府省さんとしては把握なさったほうが、今後、こちらからも離れると思うんですけれども、きちんと監督できるのかなと思ったんですが。

○大塚部員 はい、わかりました。

○新田参事官 参考までにですけれども、非開示にする理由の多くは、いわゆる談合等の不正行為を防ぐために、落札率を含めて、要するに予定価格が幾らだったのかということを推測させないために、公開しないという扱いをしているところは結構ございます。

○生島専門委員 なるほど。今回の事案がどうかはわからないけれども、というところなんですね。

○新田参事官 はい、そこはわかりません。

○生島専門委員 なるほど。わかりました。一般的な会社さんが応札されて、それはすごくよかったですと思うんですけども、結果的にはずっと同じ業者さんが応札をなさっている。こちらを離れて、堂々と同じ会社さんが延々と落札を繰り返していくと、そうなってしまうのはほんとうに本末転倒だなと思っているので、やはり複数応札があって、きちんと競争した上で、時にはほかの業者さんもちゃんと落札できるような方向でやっていきたいだきたいたいと思うんです。

1点ちょっと思ったのは、これを全国一本で受けと受けづらいとか、50代半ばの方と20代の方の割合がどれくらいかわからないんですけども、年齢によって、例えば若年のほうであればより民間が参入しやすいのであれば切り分けて入るとか、そういったことについてはこれまで何かご検討はあったんでしょうか。

○大塚部員 この事業につきましては、平成8年度から実施しております、23年度までは自衛隊ごとに契約してございまして、24年度に包括化しまして一つの契約としたところでございます。それに伴って入札説明会等の参加者が極端に減ったとか、そういったことはございませんので、引き続き包括、一本の契約に取りまとめた形で実施することが適當ではないかと考えているところでございます。

また、若年定年制と任期制の隊員につきましては、割合的には若年定年制の隊員のはうが多くを占めているところでございますけれども、その部分について、例えば切り離して別事業としてやるといったような検討というのは、今のところしていないということでござ

ざいます。分析の結果、より競争性が確認できるのであれば、そういういたところも検討の余地はあるのではないかと考えています。

○生島専門委員 すみません、一般的な就職相談のほうの事業で、やはり年齢層が高いほうが非常に難しいので、そこはちょっと切り分けるというようなこと也有ったので、もしそういう部分があればと思いまして、今後、ご検討いただければと思いました。ありがとうございました。

以上です。

○浅羽副主査 では、私から1点。説明会の参加者数と、応札者数の間に差があるのは当然だと思うんですけども、例えば現在の契約ですと、4者が説明会に参加されて、2者が応札されたということですけれども、この差の理由が何か把握されていらっしゃいますでしょうか。こういう理由があつて札を入れられなかつたとか、こういう理由があつて最後のところまで行かなかつたなど、何か情報を持っていらっしゃいますか。

○齋藤室長 それは、特に確認はしてないです。

○浅羽副主査 推察するようなところは何かありますか。

○齋藤室長 ちょっとそこのところは、来なかつた会社に対して何で来なかつたのかとは必ずしも聞いていないので、事業的にうまみがなかつたということでしょうか。ただ、やはり自衛隊というものを一定程度ご存じいただかないでできないような部分もありますので、自衛隊の特性について一定程度勉強してもらうようなところもあるのかもしれませんので、そのところでかなと思われます。

○尾花主査 最後に、資料3の5、評価の総括等の要件該当性の②、外部の有識者等による実施状況のチェックを受ける予定ということですが、この有識者については既に何か計画はされていますか。

○大塚部員 これは、防衛省に設置されております入札監視委員会というものがございまして、この委員会の場を活用して、本事業の実施状況について外部の有識者からチェックを受けることを予定してございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「進路相談等部外委託」の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○新田参事官 では、委員限りの非公開という扱いで教えてもらえないか、確認をさせていただきたいと思います。

○尾花主査 はい。

(防衛省退室・日本原子力研究開発機構入室)

○尾花主査 続きまして、「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務」の実施状況及び事業の評価（案）について、審議を行います。

最初に、実施状況について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部契約第2課、菊池課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○菊池（和）課長 はい、了解しました。

日本原子力研究開発機構、契約担当をしています菊池と申します。よろしくお願ひします。

それでは、「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務」の実施状況についてご審議いただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

事業の概況説明等については、施設の担当のほうから説明していただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、よろしくお願ひします。

○菊地（清）課長 JAEAの施設担当をしています菊地です。よろしくお願ひします。

資料4に基づきまして、「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務」の実施状況について説明させていただきます。

まず、事業の概要ですが、当機構の「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務」につきましては、法律に基づきまして、平成26年度から公共サービス改革基本方針に従つて競争入札を実施、現在、実施している事業は1期目です。

事業内容ですが、こちらの作業場につきましては放射線管理区域、以下、管理区域と申し上げますが、核燃料物質を使用する、ウランを取り扱う施設の管理区域であります。この中で使用した作業用衣類の洗濯作業、それから一般廃棄物、産業廃棄物の保管、管理及び処理に関する業務を行うものであります。

契約期間は、平成26年度から平成29年度の3年間。

請負会社につきましては、株式会社アセンドです。

実施状況評価期間ですが、現在のところ26年から28年の2カ年になります。

契約金額ですが、ここに書いてある約5,500万円になります。

契約相手方決定の経緯です。本事業に係る落札者の決定につきましては、最低価格落札方式により実施することとしておりまして、実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者2者から、平成26年1月29日までに提出された技術提案書について技術審査を行いまして、要求事項を満足していたことから、予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アセンドを落札者として決定しております。

こちらについて補足させていただきますけれども、まず競争性という観点で考えますと、先ほど管理区域と申しましたが、この洗濯場につきましては原子炉等規制法に基づく核燃料物質であるウラン取り扱い施設でありまして、その中で洗濯物の汚染検査、放射性廃棄物の管理・処理、給排気設備の運転管理、これは気体の放射性物質の漏えいを防ぐための

重要な設備であります。

それから、洗濯場で発生しました管理区域の排水につきましては、核燃料物質取り扱いにかかる知見、技術力を有する技術者が従事する必要があるので、特殊性を有しております。

それから、当ＪＡＥＡは、最近の報道でもかなりご存じだと思うんですけども、原子力規制庁から原子力安全にかかる作業者の力量については厳しく求められておりまして、業務を遂行するために必要な知識や技能があることに加え、それを使って実際に業務を行う能力を備えていること、これを各自評価しまして、不足がある場合は追加的に教育訓練を行って能力を上げるということが課せられているものであります。

それから、こちらの案件につきましては、平成25年9月11日の本件の実施要項の審議におきましても、先生方から、この案件は創意工夫をする余地がほとんどないものなのですかねというようなコメントも受けております。

この案件ですが、実際、我々は真摯に間口を広げるようやってきたんですが、平成23年度につきましては説明会参加者は4者、24年度については3者、25年度、26年度については2者になっています。この背景としまして、23年度は3・11に震災を受けています。このときに福島原発の事故が発生しまして、原子力の関係事業者は福島復興事業ということで、原子力機構も同じですが、測定、除染、廃棄物処理、復旧につきまして、力量を持っている技術者が福島に集中して向かっているという状況で、技術者が少ない状況が認められました。我々も同じく工事をやるんですが、建設場についても同じような状況でした。

これによりまして、当案件の入札に対して厳しい状況になったということで、我々、真摯に間口を広げてきたつもりですが、これは相手があるもので、結果として努力が報われない状況であると推察していると述べさせていただきます。ちなみに、そういう技術能力を持っている会社のホームページを見ますと、福島復興事業、40年にわたる福島第一原発の廃炉プロジェクトがスタート、社の最優先課題として取り組むということで、特に福島復興については社の最優先課題と位置づけて対応するという旨が書いてございます。

次に、2. 確保されるべきサービスの質の達成状況です。確保される対象公共サービスの質と設定された業務の内容、保安規則および放射線管理基準等の逸脱件数、産業廃棄物管理票の管理上の逸脱件数、作業依頼元からの重大なクレーム件数、及び利用者の利用満足度調査については、いずれの指標等もサービスの質は前提どおり確保されておりまして、こちらの表に示してあるとおりでございます。

また、アンケートの利用満足度の状況につきましては、基準スコア75点の維持または向上に努めることに対しまして、平成26年度は平均スコア92点、平成27年度は平均スコア98点ということで向上していることがわかると思います。この詳細については、表1及び表2に取りまとめてございます。

次に、3. 実施経費の状況及び評価です。実施経費については、まずここで説明させていただくのは年1人相当の金額です。1人相当の実施経費として617万2,000円と示してあ

ります。経費節減効果に書いてありますのは、年1人当たり628万5,600円と示してあります。これを3年間にしますと①及び②の値になりまして、その差額は34万800円となりまして、節減率は1.8%であります。

しかしながら、実施経費総額5,500万円が、契約のときに3,100万円に下がっているという状況があります。こちらにつきましては、下のほうに書いてありますが、業務の一部見直しによる人員の削減が行われています。まず、所内に設置されている一般廃棄物の焼却施設におきましては、老朽化に伴いまして、平成26年3月に廃止しております。平成26年度以降、これはまさに市場化のときですが、一般廃棄物の焼却処分は外部の処理業者へ委託することになったため、所内での処理作業人員2名を削減しています。なお、一般廃棄物の施設の維持管理は継続しております。

こちらにつきまして補足させていただきますと、本件については人件費単価で評価しておりますが、一方、市場化前ですけれども、平成25年度、平成26年度の単純経費比較の場合、非常にわかりにくい状況があります。事業者の廃棄物は、市町村のごみとして排出することができないことから、廃掃法によって事業者が責任を持って処置すると書いてあります。また、自治体も事業者のごみまで手に負えない状況になっております。そういうことで、事業所内で貯留、処理したり、そのための人件費がかかっている状況がありました。

これに対しまして、平成25年度、隣接する自治体にクリーンセンターが開設されまして、そこで事業系ごみも処理可能であるため、外部に委託して合理化を図ることとしております。当然、社内で処理する費用と、外部へ委託して処理していただく費用は一致しません。社内で処理、維持管理するためは、人件費等が発生し、高くなりますけれども、外部では、さまざまな地域から集められたごみを一括して処理するため、我々のごみが入っても処理費は低く抑えられることがあるかと思います。

また、東海村のホームページにも、事業系ごみは集積所に出せませんと載っています。廃掃法も、事業者のものはみずからの責任で処理すると記述されていますが、クリーンセンターができて以降は、クリーンセンターに依頼してくださいというように変わった状況が、たまたまこの時期に発生しております。クリーンセンターは公設民営方式で、非常に合理的に運営がされているという状況があります。

そういうことで、市場化テスト実施直前と比較しまして1.8%の節減効果がありました。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等につきましては、民間事業者は下記のような改善項目提案、実施することにより、安全確保のための作業リスク低減、及び業務の効率化に努めています。

1点目、作業用衣類の洗濯業務に関する改善としましては、まず重量物の移動に関しましてリスク評価をしまして、安全を担保できるように改善を図っています。

また、②、洗濯剤の種類を固体から液体に見直しているんですが、これで発生する廃水汚泥を低減させることにより、廃棄物を少なくすることが可能になっております。

(2) 一般・産業廃棄物のリサイクル業務に関する改善です。廃棄物の中に電池類が入

っていますが、これは接触するとスパークを発しまして、発火するおそれがあるということで、絶縁措置をして未然に防止するというような改善を行っております。

また、一般廃棄物置き場につきましては、種類ごとに配置を行っているわけですが、合理的に小ルートで、無理、むらをなくすような改善を行っております。

5. 全体の評価です。このように放射線保安規則、放射線管理基準等からの逸脱や、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票の管理上の逸脱等の重大な事故やトラブルは発生していないことから、設定したサービスの質は確保できたものと評価しています。利用満足度調査でも、全ての項目において基準スコア75点を上回ることができます。また、自由記述欄には、丁寧かつ親切という評価をいただいております。

以上のように、実施要項において設定したサービスの質は確保されておりまして、洗濯場の運営管理、及び一般廃棄物処理施設の管理（産業廃棄物等のリサイクル業務を含む）に係る業務を受注者の裁量と責任において実施し、業務を完了する目的は達成しているものと評価しています。

今後の事業ですが、本事業への市場化テストの導入は今回初めてですが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりであります。

まず、1番目ですが、実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けるような業務に係る法律違反行為等の事実はなかった。2番目に、機構には監事及び外部有識者（公認会計士、弁護士等）で構成され、契約の点検、見直しを行う契約監視委員会が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っております。3番目、本事業入札においては2者の応札があり、競争性は確保されていました。これは、先ほど補足させていただいた内容です。4番目、公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していました。5番目、市場化テストの実施直前と比較し、1カ年34万800円、1.8%の経費節減効果が得られました。

上記のとおり、全体において良好な実施結果が得られていることから、次期事業においては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、市場化テストを終了し、当機構の責任において実施していきたいと思っております。

なお、市場化テスト終了後におきましても、これまで官民競争入札監理委員会における審議を通じ、厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加、入札手続、情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等の第三者チェック機能を維持し、引き継ぎ法の趣旨に基づいた公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたいところであります。

以上です。

○菊池（和）課長　日本原子力研究開発機構からの説明は以上になりますので、よろしくお願いします。

○尾花主査　ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説

明は5分程度でお願ひします。

○事務局 それでは、総務省より評価（案）につきまして、資料Dに基づいてご説明させていただきますが、事業の概要につきましては先ほどご説明いただきましたので、割愛させていただければと存じます。

IIの評価について、ご説明いたします。2、対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますが、確保されるべき質につきましては、設定された水準を全て達成しており、適切に履行されていると考えております。特にアンケート結果につきましては、基準スコア75点以上を目標としていたところでしたけれども、平成26年度は92点、平成27年度は98点と目標を大きく上回ったことは、特に評価できると考えております。

3、実施経費につきましては、従前経費と比較して41%削減されております。この要因といたしましては、従前より施設内で実施していた一般廃棄物の焼却業務を廃止したことによるものでございますので、この一般廃棄物の焼却業務の経費を従前経費から控除した金額との比較を実施すべきところでございますけれども、機構はこの金額を明示できないとしておりますので、適切な経費比較を実施することはできないと記載させていただいております。

次に、4、評価のまとめでございますが、確保されるべきサービスの質につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成26年度、平成27年度ともに全ての目標を達成しております。また、民間事業者の提案によりまして、洗濯作業手順書の見直しですとか、一般産業廃棄物の分別や払い出し作業の効率化など、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

一方、実施経費につきましては、従前経費から一般廃棄物の焼却業務の経費を控除した金額との比較を行うことができないため、適切に評価することができないとしております。また、応札者数につきましても、従前と同じ2者の応札が継続、うち1者は予定価格を超えており、競争性が確保されたと評価することは難しいと考えます。

5、今後の方針でございますけれども、本事業は本期が市場化テスト1期目でございます。機構は、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を満たしているとして、終了プロセスへの移行を示しておりますけれども、③に記載がありますとおり、応札者は従前と同じ事業者2者の応札、うち1者は予定価格を超えており、競争性が確保されたとは言いがたいと考えております。また、⑤に記載がございますとおり、実施経費につきましては41%削減されておりますけれども、従前経費から一般廃棄物の焼却業務に係る経費を控除した金額との比較を行うことができないため、適切に評価することができないと考えております。

以上を踏まえますと、次期事業の実施に際しましても、官民競争入札等監理委員会による関与のもと、引き続き民間競争入札を実施していくことが適当であると考えております。

なお、本事業は、比較的定型的な業務である一方で、原子炉等規制法に基づく業務を実施するに当たり、核燃料物質等の取り扱いに関する一定の知見や技術力が求められるほか、

機構の施設内での常駐作業となりますため、新規参入者には一定の障壁があるものの、競争性を確保するためには、機構がパブリックコメントや入札公告の際に積極的に応札可能性のある事業者に対して呼びかけを行うなどして、特定の法人にとどまらず、実施可能な事業者を広く養成していくことを求めたいとしております。

総務省からは以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 よろしいですか。

ご説明どうもありがとうございました。競争性の部分につきまして、ちょっと私、気になっております。具体的に申し上げますと、平成25年度以降、説明会の参加者数でございますが、2者となっていて、おそらくここに書かれている特定の2者だけが説明会に来ているのかなと推察するところなのですが、業務内容を拝見したところ、先ほど総務省さんからお話をあったとおり比較的定型的であると。もちろん、法令との兼ね合いで特定の技能がないといけないというところはわかるんですが、ただ、この数年間にわたって特定の2者だけしか説明会に参加しないという部分が若干、気になっております。このあたり、2者しか説明会にすら来ないという事象について、もし何か分析があればご披露いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○菊池（和）課長 この資料を見ていただくと、説明会参加者は、23年度は4者、24年度は3者という形で来ていて、25年度から2者になっております。23年度、2者が応札いただけなかったんですけども、ヒアリングした結果、業務内容が管理区域の作業であるということで、参加した業者については管理区域の作業の経験がないと、そういうことがありますて応札に参加していただけなかったという状況です。先ほどこちらから説明したように特殊な管理区域の業務だということで、その後は結果、25年度から2者になっているという状況でございます。

○辻専門委員 管理区域の中で洗濯をしたり、作業をするというのは、おそらく福島では多くの業者がやっていらっしゃると思います。それを考えても、やはり説明会にすら来ないという部分はどうしても気になってしまいますが。

○菊地（清）課長 そちらのほうは、先ほど背景としてご説明させていただきましたが、まさに福島のほうに行かれているんです。そういう技術者が福島のほうに移行してしまって、当サイトのほうは非常に手薄な状況にあると推測しています。

○辻専門委員 つまり、技術者がみんな福島に行って、出払ってしまったというイメージですか。

○菊地（清）課長 そうです。はい。実は、私も福島へ行っていましけれども、各社さんともにかなり集結して向こうで、福島の復興を最優先に作業がされています。原子力機構も同じように、現在も福島に拠点を構えて、福島復興に対する業務を行っています。

○辻専門委員 毎回、特定の会社が、毎回、落ちている会社が来ていらっしゃると思います。この会社は、何で毎回、入札してきているのでしょうか。福島のほうでも仕事があるとは思うんですけども、なぜこの会社だけはこの入札に応札してくださっているのでしょうか。

○菊池（和）課長 今回の応札者というのは、ここにありますアセンドと、検査開発株式会社という会社でございますけれども、地域性、この2社については東海村に事業所があるという関係で、継続的に応札に応じていると考えております。

○辻専門委員 東海村ですと、ほかにも原子力関連の会社があるのかなと推測するんですが、この2者以外にはないんですか。

○菊池（和）課長 2社以外にも、先ほど話が出ましたアトックスという会社が東海村にございますけれども、先ほど言ったように福島のほうの業務がメインになっているのかなと考えております。あることはあります。

○辻専門委員 東海村には何社ぐらいあるのでしょうか。概算で結構です。

○菊池（和）課長 それは洗濯、この業務に対して……。

○辻専門委員 この業務ができそうな会社です。

○大場課長 放射線の管理区域内業務ということで言えば、多数存在すると思っております。

○辻専門委員 多数。10社は超えますか。

○大場課長 10社ぐらいはあるだろうと思っています。ただ、この洗濯業務、廃棄物業務に興味を示して、入札に参加していただけた方は、最近、この2社ということです。

○辻専門委員 もし、私がこれに新しく手を挙げようかなと思ったときに、ちょっと気になるのは、請負業務の中にたしかP C B（ポリ塩化ビフェニル）が入っていましたね。

○菊地（清）課長 はい、あります。

○辻専門委員 P C Bを扱うときは結構注意が必要かと推測するんですけども、そもそもP C Bを扱うに当たって何か資格とかは必要なのでしょうか。

○菊地（清）課長 特にございません。

○辻専門委員 ない。

○菊地（清）課長 はい。

○辻専門委員 毒性が高いものだと思いますので……。

○菊地（清）課長 そのとおりです。

○辻専門委員 かなり神経質に扱わねばならないのかなと思うんですが、実施要項上ではP C Bに関して、具体的にどういうことを実施しなければならないと書かれているんでしょうか。

○菊地（清）課長 P C Bにつきましては、まさしく人災になったときは開放されたものですけれども、実際に使われている、保管しているものにつきましては、例えば従前は蛍光灯の安定器の中に絶縁油としてP C Bの油が入っていました。それから、大きな電源設

備ですと、コンデンサーというものの中に絶縁油として入っています。そういうものが多いので密封されています。一部、何かのときに拭き取ったものは、また密封した容器に入っています。そういう環境に影響を与えるような状況がない姿にして管理していますので、それがちゃんと漏れないように管理することでできるようになっています。

○辻専門委員 じゃあ、手袋をはめてP C Bをじかに扱ったりとか、そういうわけではないんですね。

○菊地（清）課長 そういうわけではないです。

○辻専門委員 こぼれたものをウエスで拭き取って、またドラム缶に密封するとか、そういうことはないんですね。

○菊地（清）課長 それはありません。

○辻専門委員 なるほど。

一旦、僕からは結構です。

○浅羽副主査 先ほどご説明いただいた中で、事務経費の削減効果ということで1人当たりで示されているんですけれども、総務省の評価のところでもあったんですが、この事業は人件費でほぼ100%占められているという理解でよろしいんですか。

○菊地（清）課長 はい、そのとおりです。

○菊池（和）課長 ええ、そのとおりの人事費です。

○浅羽副主査 人事費だけですか。

○菊地（清）課長 はい。

○浅羽副主査 では、人事費以外、この業務はほとんどないと。

○菊地（清）課長 ないです。

○菊池（和）課長 業務請負ですから、人を雇ってやってもらうということですので、人件費以外の費用的なものはかかるない。

○浅羽副主査 だから、この計算式になるということですね。

○菊池（和）課長 はい。

○大場課長 場所が管理区域になりますので、持ち出したものを持ち出せないとか、ですので設備関係は当機構のほうで準備をしまして、その運転管理、維持管理をしていただくというような業務内容になってございます。

○浅羽副主査 だとすると、一般廃棄物の焼却処分を外部の処理業者に委託したというようなことが、それはそれで金額は出せるのではないか。

○菊地（清）課長 それは出しています。

○菊池（和）課長 要するに、年間で人の経費ですので……。

○浅羽副主査 いえ、過去の、平成25年度の単年度の契約のときに、その分を切り出して、その分は幾らですというように出せるのではないか。

○菊地（清）課長 その結果、2人減っていますから、約1,200万円の人事費が減っているわけですが、その後、焼却に出したのは100万円弱でして桁落ちしているんです。今までか

かっていた費用の1,200万円が100万円以下に変わっているわけです。

これについては、事例としては申しわけですけれども、一般家庭でもごみについては市町村に焼却してもらっています。これは税金とか、ごみ袋とか買っていますけれども、経費はそう高くないということはわかると思います。それは大量に処理しているからであって、我々のように法律で事業会社みずからというと、例えば家庭で焼却炉を買って、ダイオキシン対策して、焼却処理して、手続して、維持管理して、保守もするという人手をかけたら、相当な労力を使うということはご理解いただけると思います。それが乖離の理由で、実際には単純に見てしまうと、今まで焼却処理に人件費として1,200万円かかっていたものが100万円以下でできている、これが説明つかないということだと思うんです。

これは、市場化のためにやったものではなくて、周辺環境の中で、我々も事業者ですから、合理的にやれるものはやっていくということで、実際にクリーンセンターが開設されたのは平成24年度なんですが、それからアナウンスが来て、我々も焼却をやめて、こちらに乗りかえようと。施設についても老朽化して、それをまた更新すると膨大な費用がかかる。事業者としては、当然あるべき姿としてこういう対応をしたものであります。

○尾花主査 今のご説明というのは、従来は5人で実施していました、今期は3人で実施しました。減った事業としては焼却業務があります。その業務は、従来の5人のうち2人がやっていたとみなします。純粋、焼却以外の業務については、従来は3人、現在も3人と。

○菊地（清）課長 はい、おおむねそうです。ただ、若干作業が変わってきますので、微妙なところは違うんですが、大筋ではそういうことです。

○尾花主査 そうすると、割りつけとして、焼却業務以外の業務を実施していた方が従来3人で、現在も3人。

○菊地（清）課長 そのとおりです。

○尾花主査 その費用が削減できているから、削減効果があると認めましたという報告書と受け取っていいわけですよね。

○菊地（清）課長 えーと、まあ……。

○尾花主査 5人で焼却業務と現業を行っていました。焼却業務は、クリーンセンターができるので業務から落としました。その際に、従来の人件費は5人でカウントしていたんだけれども、焼却業務をなくしたので3人にしました。

○菊地（清）課長 はい。

○尾花主査 ということは、現業については従来も3人、現在も3人。

○菊地（清）課長 そのとおりです。

○尾花主査 それで、費用を比較してみたら1.8%減っていたと理解しています、ということですね。

○菊地（清）課長 そのとおりでございます。ありがとうございます。

○尾花主査 今のお話だと、従来、2人についてはフルの人件費がかかっていたけれども、

クリーンセンターで大量の処理をできることによって、向こうのほうがより安く処理ができる、現状100万円になっているから……。

○菊地（清）課長 そのとおりでございます。100万円以下なんです。

○尾花主査 そういう意味でいっても実際は減っているんだけれども、そこについて主張するのではなく、従来、現業の3人を比較してみたところ1.8%減っていましたと。

○菊地（清）課長 我々の資料はそうなっています。

○尾花主査 そういう理解をされたということなんですね。

○菊地（清）課長 はい、そのとおりです。

○尾花主査 ということなんですが、財政の専門の先生……。では、先生が考えている間。

○生島専門委員 すみません、私から質問させていただきたいのは、アセンドさんと、検査開発株式会社さんと、機構さんとの関係性についてちょっと確認をさせていただきたいんですけども、私、今、手元でぱーっと見た感じですと、アセンドさんは代表取締役社長の方、それから取締役3名が機構から再就職をされている。同様に、検査開発さんも、代表取締役社長及び取締役3名の方が機構から再就職をされている。すみません、ちょっと時間がなくて検査開発さんのほうだけ、平成20年度の数字で、全体の売上高に対して79%の比率が機構さんからのものであるというところは確認できたんですが、直近の数字をそれぞれ、アセンドさんのほうは売り上げに対する、総売り上げに対する比率を確認できませんでしたので、今の内容に間違いがないかも含めて、ちょっとご教示いただけますでしょうか。

○大場課長 すみません、詳しい数字はちょっと持ち合わせてございませんが、アセンド、検査開発とも機構のOBが役員についていること、それから機構に対する売り上げにつきまして3分の1以上あるというところは事実でございます。その定義でいきますと、いわゆる関係法人に入っております。

○生島専門委員 ざっと見させていただきまして、応札2者とも非常に関係の深い法人さんで、おそらくアセンドさんの総売り上げに対する受注比率も、ぜひ後ほどご教示いただけたらと思うんですけども、私、ぱっと手元で見て、3分の1どころか8割とか、それぐらいかなと思いますと、非常に関係が深い会社さんであると。そういう2者が、毎回、同じように応札をされていると。

これは、競争性が確保されるとおっしゃりたいのかもしれないんですけども、一般常識で見て、これをテレビで放送したときに、世の中の方がほんとうにそう思われるでしょうか。むしろ、こうやって2者が応札すれば競争性が確保されるのが市場化テストのルールなんだから、だったら関係の、とりあえず入れておいてよ、ちょっと上になって、それでいけばいいから、悪いけど、毎回そうやってということが、非常にしやすいのではないかという邪推が十分なり立つような状況かなと思われるんです。

もちろん、推測と言わればそれまでですけれども、やはり抜け穴的にそういう形でやれば通ってしまうようなことをされてしまうと、本来、こちらの法律の趣旨にも背きます

し、きちんと競争性を確保するという意味では、やはりあってはならないことかなと思います。このあたり、もう少し厳しく、ほんとうの意味での競争性の確保ができるように、一般の方が見て、これはちょっともしかしたら、明確なルール違反ではないかも知れないけれども、これはそもそもほんとうにおかしくないのかと、一般の人に思われないようにするというのは非常に重要なことではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○大場課長 データで申し上げますと、平成23年から平成27年、これは上期のデータなんですが、機構全体の契約で約1万9,000件ございます。そのうち、関係法人にかかる契約というのは約2,800件にとどまっております。今、お示しいただいたデータとしましては、関係法人の売り上げに対する機構の占める割合ということだろうと思うんですけども、関係法人といいますか、アセンドとか、検査開発が受注している案件といいますのは、年間を通して機構の施設に常駐して、請負作業を行っていただくという業務が大多数でございます。いわゆる1週間仕事に入るとか、1カ月仕事に入るとか、点検で入るとかいう業務ではなくて、1年あるいは3年通して業務に入っていただく。なおかつ、原子力という特殊性で、放射線の環境下の業務が多いという事情がございます。

そういう条件のもとで、企業さんが年間を通して入っていただけるというのは、やはり非常に限定的されてくるものなんです。多数の業者さんが3年間、我々機構の施設に常駐するということはなかなかしていただけなくて、いろいろなところの原子力施設、あるいは電力さんもありますし、大学の研究機関もありますけれども、その設備をメンテナンスして、いろいろ仕事をしていく。むしろ、そのほうが利益が上がるといいますか、そちらを選択される企業さんが多うございます。そういう面で、機構の施設に常駐していただくというのは、ある意味どうしても数社に限定されてしまうという事情はございます。

決して機構全体として、関係法人との契約の割合が高いということではございません。こういった関係の業務に関しましては、確かに関係法人が受注するところはございます。それは、やはり関係法人として、こういった業務を中心に展開していくという経営方針なんだろうと考えておるところです。

○生島専門委員 そういうご事情かなとは思うんですけども、やはり機構に常駐されている社員さんの会社が2者とも入って、そこで競争入札をしました、競争性が確保されましたというのは、なかなか世の中的に、何ていうんですかね、共感を得られないのではないかと思うんですが、そこに関しては、いや、そんなことはない、原子力だから、これで競争性は確保されたと思われますか。

○大場課長 いや、原子力だからということは全然思っておりません。声かけというのは、なかなか微妙なところがあるかと思っています。特定の社に声をかけて、その社が有利になるのはどうなのかというところは議論がございまして、場合によっては、やり過ぎてしまうとちょっと公平性を損なう可能性がございます。我々としましては、例えば他機関のホームページに機構の入札情報をリンクしていただくとか、ここ最近では茨城県の中小企業の協会さんに入札情報をアナウンスしていただくとか、いろいろなところで目に触れる

ような形で努力はしてきておるところです。ただ、そうはいっても、やはりこういった業務についてはなかなか業者さんが幅広くというか、もともとそんなに数がない中で掘り起こしというのは、我々もちょっと悩んでおるところです。

○生島専門委員 なるほど。

○大場課長 逆に、ある特定の業者さんだけに入ってくださいとか言ってしまうと、それもまた公正な取引という観点でどうかというところも聞いておりますので、なかなか深くやれない事情もございます。

○生島専門委員 ただ、新規参入の方から見ると、ライバルの応札会社さんは両方とも機構に常駐する社員さんがいらっしゃって、それがメインの会社さんだと思うと、私などとても恐れ多くて、そこに参入してもどうせ勝てるわけないと。発注者と受注者の間で、もう一体感がすごくあるじゃないですか。年間を通して常駐されているわけですよね。それはちょっと、特定の方に声をかけたら公平性がとおっしゃいますけれども、一体感のある方がもう既にずっと受注されているわけですから、そこはそれどころの話ではないという気がするんですが。むしろ、現状のほうがよりゆるいような気がするんですが。

○菊地（清）課長 現場のほうから技術的なことを申させていただきますと、そういう常駐とかいうものではなくて、先ほど説明したんですが、非常に特殊性がありまして、まさに市場化テストのメインとなるビルとかの維持管理、保守業務であれば、単純にだーっと入ってくると思います。ただ、原子炉等規制法に基づく、規制庁の監督のもとで厳しく管理を要求される技術を持っている方というのは、逆に言えばそういう社にしかいないというのが実態に近いのではないか。ビル会社さんも以前は来たんですが、これはうちの手には負えませんということが現場でもありました。実際にどういう技術が必要ですかというのは、現場に問い合わせもあるんですね。以前はあったんです。そういう意味で、説明会の人も一旦把握してしまうと、多分、そういう認識をされるのかなと思います。これは契約の話ではなくて、現場サイドの技術的な面の話ですが。

○大場課長 あとは、今、原子力の規制基準も厳しくなっておりまして、やはり元請になると、品質保証、品質管理という手続がどうしても必要になってきます。そうしますと、一般企業さんは自分が元請になるよりも、そういった放射線管理、品質管理にたけた元請企業の下に入ったほうが入りやすいと。そういう品質管理を任せられますので、元請としてはなかなか敬遠されてしまうという傾向もあろうかと思っています。

○生島専門委員 なるほど。お話を聞いていると、競争入札にあまり適する業務ではないとお考えなのかなという感じが。

○菊地（清）課長 そうだと思います。先般のときも、そういう意見をいただいたんです。

○大場課長 ほかの業者を実際に育てるというところは、我々法人としては直接的にはなかなかできませんので、ある意味、企業さんのほうに努力していただく、期待するしかないんです。

○菊地（清）課長 今、規制庁のほうでは法律に基づいて、最終的には保安規程、保安規

則というものを定めて、業者はそれに基づいて原子力安全を担保するような仕組みができるわけです。Q Aと言っているものですけれども、品質保証ですけれども、原子力事業者さんは J E A C という規格に基づいて、それが保安規程、保安規則の中に組み込まれています。調達管理から運転管理、廃棄物管理というプロセスをきちんと法律に基づいてやって、エビデンスを残して、それを監査していただいて、原子力安全上、業務は問題ありませんねという確認を受ける必要があるんです。そこは新規というか、一般のビル会社さんでは対応できない部分ではあると思います。

○大場課長 あと、先ほど福島の話が出ましたけれども、福島は今、ちょうど立ち上げ時期でございますので、そこがある程度安定してくれれば、もっと周辺地域にも参入の可能性は出てくるのかなと期待しておるところではあります。

○生島専門委員 なるほど。現状、競争性を確保した入札をやっていくのは、なかなか難しいとお考えですね。

○大場課長 競争性を確保する努力はしておりますが。

○生島専門委員 しているけれども、なかなか確保が難しいと。

○菊地（清）課長 結果として、あらわれるのが難しいと。

○生島専門委員 なるほど。ご事情、ご説明ありがとうございました。

○尾花主査 すみません、何点か聞かせてください。

今、関係法人との取引は件数でお示しいただいて、金額はまた別に見せていただくということでいいでしょうか。件数でいくと14%ぐらいなのはわかったんですが。

○大場課長 金額で申し上げますと、これは23年度から27年度の上期までのデータですが、機構の全契約でいきますと5,625億2,700万円です。一方、関係法人の金額は962億7,600万円です。

○尾花主査 何%ぐらいになりますか。

○大場課長 17%ぐらいでしょうか。

○尾花主査 関係法人との取引は比較的多いという印象ですが、ありがとうございました。

○大場課長 1点申し上げますと、23年度当時は関係法人の数がもうちょっと多かったんですが、現在は若干減ってきております。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

それでは、何点か伺いたいと思います。まず、予定価格はどうやって決めておられますか。

○菊池（和）課長 予定価格につきましては、応札業者から参考見積もりという形でとります。そこで、安いほうの業者の参考見積もりと、原子力機構は積算基準というものを持っておりますので、それと項目ごとに比較して、安値どりをしながら積算しております。契約するときは予算的なものもありますけれども、そういう形で予定価格を設定しております。

○尾花主査 具体的には、どなたから見積もりをとっておられますか。

○大場課長 これは応札者全て、応札希望者全てから見積もりをとりまして。

○尾花主査 そうすると、本件は23年から28年まで、アセンド、検査開発2者から見積もりをとっておられると。

○大場課長 はい、そうです。

○尾花主査 その結果、落札率の数値を見ますと、一般的には競争がされているという、競争性のある市場であるとはなかなか見にくい面がございます。さらに、検査開発については、その10%増しぐらいの落札率になっている。参加者が2者で固定されており、かつ予定価格についてもその2者からとって算定しているにもかかわらず、出てくる落札率が常に一定の傾向を持っている市場だと見たときに、この監理委員会で決めた2者あるからといって、競争が確保されたという認定がしづらい状況にあります。

これは、私どもが監理委員会に持っていったときに、2者といつても内容を見てくださいとやはり言われてしまいます。内容としては何を見るかといいますと、メンバーが固定されているか、さらには落札率がどのような変遷を遂げているのか、あとはメンバーと実施府省との関係はどうなのか、この3点をどうしても見てします。それを見たときに、なかなかこの案件で、2者があるということを理由に第3の要件を満たしているとは、ここでは認定しにくいという印象を私は持っています。

これについて、今、おっしゃったような市場が特殊なのであるということであれば伺いたいと思うんですが、その点が1点です。

○大場課長 では、その点について……。

○尾花主査 総務省の内容で、2者があるからといって競争性の条件を満たしているとは言いがたいという根拠として、私が説明で伺った中で感じることは、2者といつても内容を見ることを監理委員会では考えていて、その内容としては、メンバーは固定しているのか、実施府省との関係で関係法人なのかどうか、さらに予定価格の算定方式及び落札率の固定性を見させていただくのが通常かと思います。

その3点から見たときに、2者があるからといって、この要件を満たしているとはなかなか言いにくいと考えております。ただ、先ほど言ったように特殊な市場ですということであれば、何かご説明を伺って、総務省のほうでもお考えを変えるかもしれない、その辺は伺いたいと思いますというのが1点です。

もう1点ですが、総務省のほうでは、サービスの質も確保されているということで、4の要件を丸にしていただいたんですが、ちょっとアンケートの調査結果を拝見いたしますと、回収率が61%、62%、ある部分は50%というような部分もございますので、回収率についてはどのように設定されていたのでしょうか。通常、50%をもってして平均スコアを算定するという事例は少ないかと思うんですが、その点についても何かご説明をいただければと思います。とりわけ対象者数が少ないアンケートですので、できれば50%とか60%以上の回収をした上で質を評価していただければと思うのが1点です。

その2点でございます。

○大場課長 業務の特殊性につきましては、補完的な業務だとか、前段階でいろいろご説明したとおりでございます。落札率につきましては、この表では23年度からになっておりますが、もっと以前から続いている業務でございます。もともとの金額はあるんですけれども、競争してきた結果、3,100万円台に收れんしてきているというのが競争の結果だらうと思っております。

落札率が高いと申し上げましたのは、やはり毎年、同じような業務が繰り返し発注されているということで、なおかつ契約の情報というのは毎年、公表しております。予定価格につきましても、長年続いておりますので、今までの契約の実績も考慮した上で立ててきてございますので、やはり会計検査院の説明でありますとか、合理性なり、経済性なりの説明をするときにも、そういう契約実績を見ながら予定価格を立てていくのは自然だろうと思っております。そういう関係から、こういった業務で毎年、繰り返して契約公表になっているものは、予定価格近傍にどうしてもおさまる傾向にあるという事情がござります。

○尾花主査 機構さんの知るところではないとは思いますが、アセンドと検査開発の入れる金額の乖離がいつも似た程度だという点についても、機構さんとしては関知しないとは思いますが、第三者が見た場合に競争されているのかと。市場として2者入札はされているけれども、これは実質的な競争がされているのだろうかという疑念がやはり残ります。ただ、おっしゃったように人件費ですと、3人だったらこの金額ですというご説明かとは思うんですが……。

○菊地（清）課長 そのとおりです。

○尾花主査 そうであれば、もう1つ何か要件が書けるとうれしいと思います。例えば、関連会社ではないとか。実施府省との関係性、今、申し上げた落札率の高さ及び固定、この3点がそろっていて競争性がある2者ですというのは、ほかの事例と比較して認定するのはなかなか難しいと考えていると思います。もし違ったら、総務省のお考えを教えていただきたいと思いますが、そのあたり、もしご説明がさらにはあれば伺えればと思うんですが。もしくは、これはもう随意契約でいくような業務なのですということであれば、お考えを変えて、認めて……。

○生島専門委員 そうかなと思います。

○尾花主査 予算会計令の要件に当たりますという話になればまた別なんですが、もしそれがほんとうに、最低価格落札方式で調達しなさいという意味でいくと、これは誰でもできる業務ですという意味の総合評価ではないということだと思うので、そういう意味でいくと、もう少し市場開拓できるのではないかという考え方で、監理委員会から申し渡されている要件の認定がなかなか難しいのではないかと思います。意見でございます。

ほかに何か。

○大場課長 あと、もう1点。

○菊地（清）課長 この案件については、現場担当をしていた者に聞いているんですが、

約10年継続していまして、メンバーとしては責任者がかわっていません。その部下については、多分、社の考え方から規制等があると思うんですけれども、かわって対応されています。

もう1件、アンケートの回収率ですが、今回の対象は、先ほど申しましたように社内の規模が小さく、我々に洗濯を払い出している関係課室だけが対象者ということで、非常に件数も少ないというのはそういうことなんです。もう1つ、回収率については我々もお願いしました。同じ職員ですから、出してくれませんかと。私も気持ちはわかるところですが、今、ちょっと忙しくてということが耳に入って、それで我々が努力して回収した結果がこうなっております。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

我々も、アンケート回収率というのは各事業で何件も拝見していますが、やはり50%というのは低いです。あと、60%というのも、例えば公園等の利用者の回収率としてはあるかもしれません、こういう特定の、機構さんのメンバーというような形であるとすると、やはり低いかなという印象を持っております。

○大場課長 よろしければ、1点教えていただきたいところが。

○尾花主査 はい。

○大場課長 ご存じであればなんですが、我々、パブリックコメントなり、あるいは入札情報なりを広く知らしめた上で参加者を募ってはいるんですけども、ある特定の社に声をかけて参加を募るという行為は、ほかの法人さんとかやられているんでしょうか。

○尾花主査 お話を聞くと、過去、説明会にいらっしゃった方にはご連絡をすることもあると聞いております。もしくは、具体的に声をかけるかはともかく、広報活動として、こういう関係の方が集まるところにポスターを張るというような話も耳にしております。

○大場課長 ホームページとか、他機関にリンクしていただくということはやっているんですけども、特定少数の社に声をかけて競争参加を促すというようなところが可能なのかどうか。

○尾花主査 おそらく客観的な基準を持って声をかけることはいいのではないか。例えば、過去、説明会に来た人にかけましたというような程度であれば。

○小八木参事官 業界団体ならば、同業他社、皆さん入っていますので、業界団体に声をかけるというのはかなりのところがやってたりします。

○大場課長 それもやっていまして、なかなかそれでもというところがございまして、何かいい知恵がございましたら。

○尾花主査 それが先ほど来ご説明いただいた、真摯な努力をされた広報活動ということでいらっしゃるんですね。

○大場課長 ええ。

○尾花主査 わかりました。

○大場課長 それでもおかしいですよと言われると、なかなかつらいなというところが

我々の気持ちとしてはあります。

○尾花主査 ご事情、伺い、承りました。とはいって、先ほど申し上げた幾つかの点で、どうしても2者があるからといって、この要件を充足するということは、監理委員会の定める要件の解釈からは該当しにくいという理解であります。例えば、これが2期目まで行って同じ事象であれば、おそらく違う判断もされるのかもしれないんですが、1期目であれだけの落札率が固定、メンバー固定、関係会社といった状況では、なかなか要件該当性は難しいのかなと感じております。

○菊地（清）課長 ちょっと話が変わってしまってよろしいですか。現場のほうなんですが、実はまた別の要因がありまして、平成25年度から平成26年度に老朽化と焼却というものがたまたまあったんですが、自社のことで恥ずかしいんですが、その中でも予算の削減がすごく厳しくて、そういう意味もあってこういうことをやらざるを得ない状況があります。我々、これは3年で終了しようということで、真摯に対応して完結しようということで、我々の業務の成果として求められることもあって、そういうように対応してきましたが、この内容は原子力産業の中ではサービス業に位置づけられています。

こちらについては、原子力安全と申しましたけれども、実はもっと法令順守にかかる廃棄物の点検管理とか、それをまた減少したり、量を減らすというような業務は、レベルがもう少し高いんです。そちらの予算は減らすことができないので、これは当課で受けることを方針としてやめていきたいと、今、考えています。できればこのルールに乗れればいいんですが、2期目をまた新プロセスでやるということであれば、その収束の仕方もちょっとご教示願いたいと思っています。そういうサービス業を縮小して、縮小したものができる限り職員で対応して、どうしても予算がないですから、恥ずかしい話ですけれども、こういう業者に払う予算を確保できないような状況もあって、できれば終了プロセスが幸いかなと思っていたんですが。

○大場課長 そこはまだ決定したわけではないので、そういう経営判断が下ったときには、また改めて事務局にご相談させていただきたいと思います。

○菊地（清）課長 そうですね。その際は、またご相談させていただきたい。

○尾花主査 はい、承知しました。

大丈夫ですか。

それでは、時間となりましたので、「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務」の事業評価（案）に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（日本原子力研究開発機構退室）

—— 了 ——